

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から同年12月までの期間、49年1月から同年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年7月から同年12月まで
② 昭和49年1月から同年3月まで
③ 昭和50年1月から同年3月まで

私は、国民年金に加入後、欠かさず国民年金保険料を納付するとともに、昭和49年4月に渡米する前には、米国滞在期間の国民年金保険料を納付するための口座振替の手続を行っていた。

私が、保管している国民年金手帳には、国民年金保険料を納付していたことを示す押印があるにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を完納していることから、納付意識は高かったものと考えられる上、申立人の兄からは、申立人が渡米前に国民年金保険料の納付手続を行っていたことを裏付ける証言が得られたことから、申立内容は基本的に信用できる。

また、申立期間①及び③について、申立人が保管している国民年金手帳によれば、昭和48年7月から同年12月までの印紙検認記録欄には「済」印が、昭和49年度の同欄には「本年度納付済」印が押印されている上、申立期間当時、申立人が居住していた市町村は、「申立人の国民年金手帳に押印されている印は、申立期間当時、国民年金担当課が使用していたものと推認され、国民年金保険料の収納が行われたことにより、押印されたものと考えられる。」と回答している。

さらに、申立期間は3つの期間で合計12か月と比較的短期間である上、社会保険庁の特殊台帳によれば、申立期間②直後の昭和49年4月から同年12月までの期間は、いったん未納とされていたものが納付済みに訂正されていることから、申立人に係る記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

高知国民年金 事案 368

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年2月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月から53年12月まで

私は、昭和55年1月に勤務していた会社を退職後、市町村役場で加入手続を行った際、役場職員から、過去の国民年金保険料の納付を勧められたため、約5万円の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録上、申立期間は国民年金の未加入期間とされている上、申立人が保管している年金手帳によれば、国民年金被保険者の資格取得日は昭和55年2月1日と記載されていること、及び市町村の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間を含む48年4月2日から55年1月31日までの期間について、市町村が、厚生年金保険の被保険者期間と認識していたことをうかがわせる具体的な記載が確認できることから、申立期間において、少なくとも行政側では、申立人が厚生年金保険被保険者として取り扱われていたものと考えられ、申立期間の国民年金保険料の納付書は発行されず、国民年金保険料の納付は行えなかったものと考えられる。

また、申立人が納付していたと主張する金額は、申立期間の国民年金保険料を特例納付及び過年度納付により納付した場合の国民年金保険料額とは大きく異なっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

高知国民年金 事案 369

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 2 月まで

私は、妻と一緒に国民年金に加入し、私又は妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付し、保管している国民年金手帳の昭和 36 年度から 38 年度までの検認台紙が切り離されているにもかかわらず、申立期間について、妻は納付済みで、私のみ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 39 年 7 月に申立人の妻と連番で払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間のうち、36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間は時効により納付できない期間であり、37 年 4 月から 39 年 2 月までの期間は過年度納付によることとなるが、申立人は国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと申し述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人及びその妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が居住していた市町村が保管する昭和 45 年度の国民年金出納簿によれば、申立人の妻の申立期間を含む昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料は、45 年 6 月に納付されていることが具体的に記載されているが、申立人のかかる記載は見当たらず、ほかに申立人及びその妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していた根拠と主張する国民年金手帳の検認台紙の切離しについては、納付の有無にかかわらず切り離すことと定められていた上、申立期間については、申立人及びその妻の国民年金手帳の検認記録欄に領収印が無いことから、申立期間当時、未納で

あったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 3 月から 50 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月から 50 年 8 月まで

私は、昭和 50 年に国民年金の加入手続を行い、市役所の職員から 20 歳までさかのぼって国民年金保険料を納付できると聞き、国民年金保険料を郵便局で 8 万 6,000 円くらい納付していたにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付するためには、特例納付等によることとなるが、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁の記録によれば、昭和 50 年 9 月 20 日に任意加入で払い出されたものと推認され、任意加入時以前に特例納付等できる強制被保険者期間は存在せず、このことは、申立人が保管している年金手帳の記載内容からも裏付けられる。

また、申立人がさかのぼって納付したと主張する金額も、申立期間の国民年金保険料を納付した場合の金額と異なっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

高知国民年金 事案 371

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 2 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月から 44 年 3 月まで
私が、20 歳ごろ、勤務していた A 都道府県内の店の店主が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付するとともに、その後に移った A 都道府県内及び B 都道府県内の店でも、それぞれの店主が国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた店の店主が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続、国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとされる勤務先の店主については、所在等が特定できず、国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が B 都道府県から C 都道府県に転出した後、C 都道府県において、昭和 44 年 2 月に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間のうち、38 年 2 月から 41 年 12 月までの期間は時効により納付できない期間であり、A 都道府県及び B 都道府県において、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は 74 か月と比較的長期間である上、申立人が勤務していた店の店主が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、ほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月 1 日から平成 6 年 12 月 27 日まで
私は、A社で勤務していた期間の標準報酬月額が、就労時に支給されていた給料額（20 万円から 23 万円）よりも低額であるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

なお、毎月支給されていた給料額は、給料支払明細書に記載されていた支給額と給与支払明細書の欄外に記載されていた金額との合計額であった。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成元年9月から同年12月までの期間及び2年5月から同年7月までの期間について、申立人から提出のあった給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額（16 万円又は 17 万円）と社会保険庁の記録上の標準報酬月額は一致している。

また、申立人は、給料支払明細書に記載されている支給額と給与支払明細書の欄外に記載されている金額との合計額を基に標準報酬月額を算定すべきと主張しているが、給料支払明細書の欄外に記載されている金額について、B社（昭和 58 年 12 月 5 日にA社から社名変更）及び複数の同僚等は、「当該金額は、毎月の売上げ等を基に算定された賞与積立額であり、積み立てられた賞与は、年3回（4月、8月及び12月）支給されていた。」旨を供述していることから、当該金額は、当時、標準報酬月額の算定基礎に含まれない賞与であったことが推認できる。

さらに、社会保険庁の被保険者資格照会回答票により、申立期間当時、申立人と同じ職種であったとされる複数の同僚の標準報酬月額は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から平成 3 年 9 月までは申立人とほぼ同額で、3年 10

月から6年11月までは申立人より高額であることが確認できるものの、当時、A社で事務を担当していた者は、「申立人は、平成4年ごろから休職することが多くなり、給料額算定の基礎となる売上げも少なかった。」旨を供述していることから、申立人の標準報酬月額のみが同僚等の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない上、社会保険事務所が保管する同社の被保険者原票を見ても、申立人の標準報酬月額の記録に不自然さは無く、適正に処理されていると推認できる。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月14日から31年2月9日まで
申立期間については、脱退手当金を支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受給するための手続をした記憶は無く、受け取った記憶も無いので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の健康保険の番号を含む前後の者で、社会保険庁のオンライン記録が確認でき、脱退手当金の受給要件を満たしている女性38人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、34人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち31人が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、そのうち連絡先が把握できた1人は、「事業所を退職後、脱退手当金が受け取れるとの通知が届き、郵便局で受け取った。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和31年3月7日に支給決定されている上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金を支給したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。